

なぜ、こども計画を作ることになったのか

「こども基本法」という法律が新しく作られ、憲法や子どもの権利条約の考えをもとに、住んでいるまちが「こどもまんなか社会」になるための計画を作ることが定められました。

こどもまんなか社会とは

すべてのこどもが健やかに成長でき、環境等に関わらず幸福になれる社会を指します。

こどもの権利条約

こどもの権利を守るために決められた世界共通の約束です。主には、

①差別の禁止

②こどもの最善の利益

③生命・生存の発達に対する権利

④こどもの意見の尊重

の4つの原則があります。



こどもの権利

「こどもの権利」とは、「こどもの人権」と同じ意味です。こどもは生まれながらに人権を持っていて、それは義務と引き換えに与えられるものではなく、また、何かをしないと取り上げられるものではありません。（ユニセフより抜粋）

つまり、こどもでも大人と同じように、「ひとりの人間」として人権を持っているということです。

こども計画ってなに？

全てのこどもや若者の心身共に幸せな生活や、自分らしく生きる権利を一番に考える「こどもまんなか社会」をめざすための計画です。



こども計画の特徴

○こども計画には、こどもたちに「広陵町がこうなってほしいな」と思うことについてワークショップやアンケートを通じて、その意見を取り入れています。

○こども計画では、全てのこども・若者を対象とし、生まれてから概ね39歳までの青年期の若者までを途切れることなくサポートしていきます。

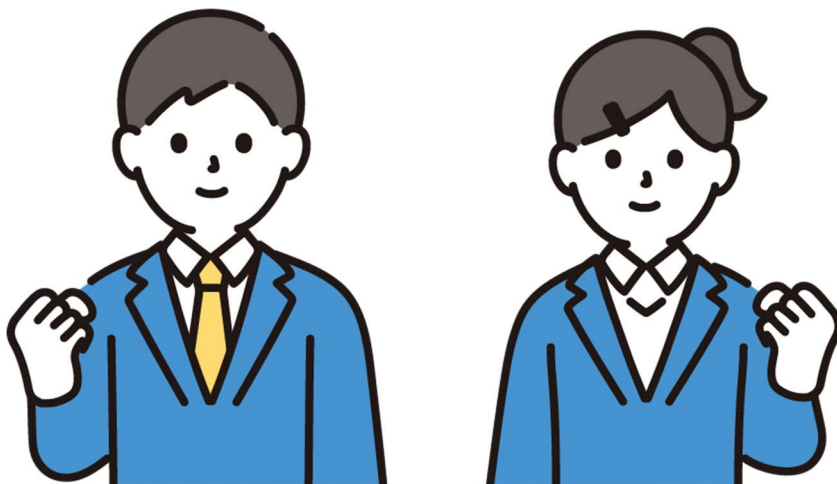
こうりょうちょう けいかく
広陵町こども計画がめざすもの

まちのめざす すがた として 基本理念を定めました。

基本理念

がつ にちだい かい
11月13日第4回
こ こそだ かいぎ けつていよてい
子ども・子育て会議にて決定予定

こうりょうちょう では、 つぎ せだい にな けんり りえき
広陵町では、次の世代を担うこどもの権利と利益が
さいだいげん さんちょう さんざい しゃかい いち
最大限に尊重され、こどもの存在を社会のまんなかに位置づ
け、 すべ すこ う そだ だれ あんしん よろこ
け、全てのこどもが健やかに生まれ育ち、誰もが安心して喜
びと 生きがいを感じ、 みらい きぼう じりつ
と生きがいを感じ、未来に希望をもってこどもが自立でき
るまちの じつげん
実現をめざします。



基本理念を実現するために、4つの基本目標と重点施策をつくりました。

基本目標

- 1 こどもが主役となる環境づくり
- 2 こどもが自分らしく育つ環境づくり
- 3 こどもも親も切れ目なく支援する環境づくり
- 4 子育てと仕事のバランスを支援する環境づくり

重点施策

- 1 「こどもまんなか社会」に向けた体制構築
- 2 ヤングケアラーや貧困解消への支援
- 3 支援につなげる情報発信の強化



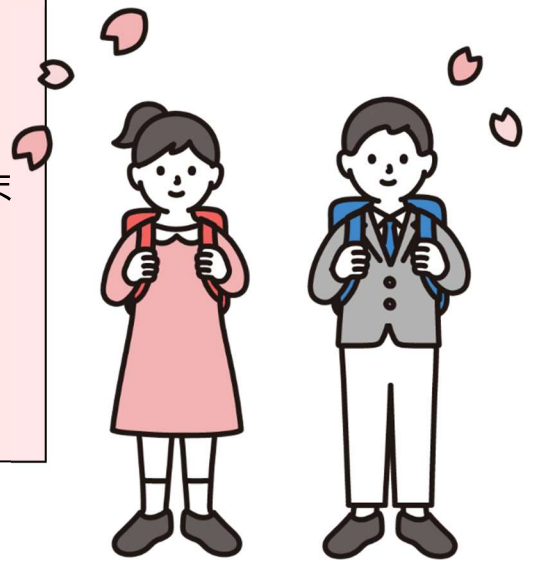
具体的にぐたいてきにはどのような取組とりくみをするの？

4つの基本目標きほんもくひょうごとに、それぞれの取組とりくみを進めすすます。

1 こどもが主役しゅやくとなる環境かんきょうづくり

おも とりくみ <主な取組>

- こども・若者わかものが、安心あんしんして意見いけんを述べること
ができる場ばや意見いけんできる機会きかいの提供ていきょうを進めすすます。
- 放課後等ほうかごとうにこどもが安全あんぜん・安心あんしんして過すごせる
居場所いばしょができるよう取組とくみます。



2 こどもが自分じぶんらしく育そだつ環境かんきょうづくり

おも とりくみ <主な取組>

- 家庭かてい・学校等がっこうとうにおいて、こどもが自己肯定感じここうていかんを持もつ
て成長せいちょうし、こどもが自分らしく成長せいちょうできる環境かんきょうづ
くりに取り組とくみます。
- 身近な生活みぢかの舞台せいかつである地域ぶたいにおいて、こどもが
自分らしく育そだつ地域ちいきづくりを進めすすます。
- 貧困ひんこんやヤングケアラーなど、生活せいかつに困難こんなんが生しょうじて
いる家庭かていに対する支援たいしえんを行おこないます。



3 こどもも親も切れ目なく支援する環境づくり

おも とりくみ <主な取組>

- 気軽きがるに相談そうだんできる支援体制しえんたいせいや情報発信じょうほうはっしんの充実じゅうじつにより、誰だれひとり取り残とさない支援体制しえんたいせいづくりを進すすめます。
- 安心あんしんして子どもを産うみ、子どもの健すこやかな成長せいちょうを支ささえるため、妊娠にんしん期きから子育こそだて期きまで母子ぼしの健康けんこうづくりを進すすめます。
- 発達はったつに支援しえんが必要ひつような子どもやひとり親世帯おやせたいに対しても、子どもの健すこやかな発達はったつを支しえん援えんします。



4 子育てと仕事のバランスを支しえん援えんする環境かんきょうづくり



おも とりくみ <主な取組>

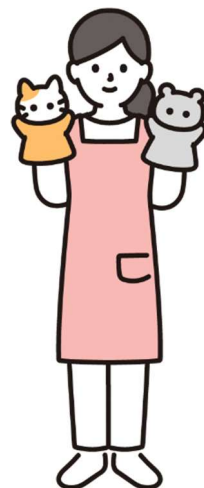
- 子育て中こそだちゅうでも無理むりなく働はたらける環境かんきょうづくりを進すすめます。
- 仕事しごとをしている人ひとでも安心あんしんして子どもを育そだてられる環境かんきょうづくりに取とり組くみます。

とく ちから とりくみ 特に力を入れる取組は？

1 「こどもまんなか社会」に向けた体制構築

おも とりくみ <主な取組>

- 「こども計画」では、こどもを権利の主体とし、こども・若者の意見を尊重し、全てのこどもたちが未来に夢や希望をもって健やかで幸せに成長できる社会を目指します。
- 「こどもまんなか社会」の実現に対しては、こどもの声を施策に反映する取組を進めます。



2 ヤングケアラーや貧困解消への支援

おも とりくみ <主な取組>

- ヤングケアラーや低所得世帯の背景に対して様々な社会的な要因があることを広く理解、共有し、貧困の連鎖を断ち切って早期支援につなげます。
- 経済的な理由で支援の機会が制限されないよう、かぐやちゃん教室の利用やこどもが安心して過ごせる居場所づくり事業を推進します。



3 支援につなげる情報発信の強化

おも とりくみ <主な取組>

- 相談先・相談相手がないこども・若者に対しても相談につながる情報発信を進めます。
- 町公式LINEなどを通じて、「地域で子育てに協力する意義」やこどもをまんなかに据えた地域社会の重要性を伝えていきます。

こうりょうちょう けいかく そあん たい いけん
広陵町こども計画（素案）に対するご意見、ご
ていあん そうふほうほう
提案の送付方法

さいご よ こうりょうちょう
最後まで読んでいただきありがとうございました。広陵町
けいかく いけん つた ひと した か
こども計画について、意見を伝えたいという人は、下に書いてあ
ほうほう いけん き
る方法で意見を聴かせてください。



うけつけきかん
受付期間

れいわ ねん がつ にち きん れいわ ねん がつ にち もく
令和7年11月21日（金）～ 令和7年12月11日（木）
ごぜん じ ひつちやく
午前12時まで（必着）

いけん つぎ おく
ご意見は次の（1）または（2）で送ることができます。

- （1）インターネットで送る
- （2）用紙をダウンロードして書いて送る

くわ
詳しくはこちら



URL <https://www.town.koryo.nara.jp/0000007611.html>

ていしゅつ いけん こべつかいどう おこな
※提出された意見への個別回答は行いません。

と あ さき が せいさくか
問い合わせ先：こどもまんなか部こども政策課

TEL0745-55-6820